

本年8月の豪雨で被災された方や 農業者の経営再開などを支援

町では、本年8月の豪雨により住家の床上・床下浸水被害に遭われた方々に
対し、最大で10万円を給付する「被災者生活支援特別給付金事業」や、豪雨に
より農業用施設・機械等が被害に遭われた農業者の方の経営再開を支援する
「農業経営等再開支援事業」、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、家計等
への影響が大きい低所得の世帯へ5万円を給付する「電力・ガス・食料品等価
格高騰緊急支援給付金事業」、全世帯へ15,000円を助成する「あつたか生
活応援事業」などを実施します。

農業経営等再開支援事業

本年8月の豪雨により、農業用施設
や農業用機械等が被害に遭われた農業
者の方の経営再開に係る費用を支援し
ます。

▼対象者 本年8月の豪雨により被
災された農業者の方

▼支援対象

①施設等の復旧費

【判定内容】

- 全壊
滅失または大半（70%以上）のパイ
プに傾斜、ゆがみ、破損等があり、
補修等では復旧できないもの。
- 半壊
被害部分が20%以上70%未満で
あって、被害を受けたパイプの交換

やゆがみ直し等の補修で復旧できる
もの。

【上限事業費（税抜き）】

- 水稲育苗用無被覆パイプハウス
1平方メートルにつき 4、140円
- 水稲育苗用被覆パイプハウス
1平方メートルにつき 4、670円

【留意事項】

- パイプハウスは全壊または半壊の
被害を受け、町長の被害認定を受
けたものに限ります。
- 農業用機械は修繕を原則とし、耐
用年数（7年）以内のもので、修
繕費が新規取得経費を上回る場合
は買い換えも対象となります。
- ②農作物の病害虫防除経費
水稲・大豆・野菜等の通常の防除
に追加で必要になった薬剤費

被災者生活支援 特別給付金事業

本年8月の豪雨災害により、住家の
床上・床下浸水被害に遭われた方々を
支援するため、「令和4年8月豪雨災
害に係る五城目町被災者生活支援特別

③種子・種苗購入費

●種子購入

水稲・大豆の減収率20%以上のほ
場を1畝以上または、収穫皆無のほ
場を有する農業者の方

●種苗購入

野菜等の減収率20%以上のほ場を
持つ農業者の方

▼申請期限 11月30日(火)

五城目町農林振興課(☎852・5215)

には、1個人等とします。また、任
意団体も1個人とします。

▼対象者

令和4年2月1日以前から引き続
き、町の水田管理システムに登録があ
り、令和4年産の水稲・転作物を生
産し、令和4年5月1日現在でJAあ
きた湖東等へ出荷契約または会員登録
がある五城目町内の販売農家。

また、令和3年12月31日以前から出
荷販売（実績）のある農業者の方。

▼交付対象面積

令和4年度営農計画書における面積
とし、主食用米は、主食用水稲作付面
積または生産の目安面積のいずれか小
さい面積とします。転作物は、作物
の出荷販売分の面積とします。

▼申請手続き

「五城目町稲作等資機材高騰支援事
業補助金交付申請書（兼請求書）」へ
必要事項を記入し、出荷契約書等と本
人確認書類と振込先口座の通帳の写し
を添付して、町農林振興課へ提出して
ください。申請書は町農林振興課で配
布します。

▼申請期限 令和5年2月28日(火)

※早めの申請をお願いします。

五城目町農林振興課(☎852・5215)

農業・漁業フオーアップ 資金利子補給金事業

本年8月の豪雨により被害を受けた
農業者の方に対し、被害額から農業共
済金、その他資金や補助金等の金額を

差し引いた額とし、貸付限度額を超え
ない額の融資を受ける際の利子補給を
支援します。

▼対象者 本年8月の豪雨により被
災された農業者の方

▼貸付限度額

- 個人 500万円
- 法人 2,500万円

▼償還期限

10年以内（うち据置期間3年以内）

▼貸付利率 無利子

▼融資機関 農協、銀行、信用金庫、
信用組合、農漁協

▼申請期限 令和5年2月28日(火)

五城目町農林振興課(☎852・5215)

電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金事業

電力・ガス・食料品等の価格高騰に
よる負担増を踏まえ、特に家計への影
響が大きい低所得世帯（住民税非課税
世帯等）に5万円を給付します。

▼給付額 1世帯当たり 5万円

▼対象者・申請方法

●住民税非課税世帯

令和4年度の住民税（均等割）が非
課税の世帯に対して確認書を送付しま
す。送付された書類の内容を確認し、
必要事項を記入のうえ関係資料を添付
し町総務課へ返信してください。

●家計急変世帯

住民税非課税世帯に該当する方以外
の世帯のうち、令和4年1月以降の家
計が予期せず急変し、世帯員それぞれ

あつたか生活応援事業

エネルギー・食料品等の価格高騰に
伴う町民の経済的負担軽減を図り、町
民生活の安定と福祉の増進に寄与する
ため、全世帯に対し、15,000円
を助成します。

▼対象世帯

令和4年10月1日現在で五城目町住
民基本台帳に記録されている世帯

▼助成額

1世帯当たり 15,000円

▼申請方法

後日、通知を発送します。同封の申
請書に必要事項を記入のうえ返信をお
願いします。

▼申請期限 令和5年2月28日(火)

五城目町健康福祉課(☎852・5126)

給付金」を給付します。

対象となる方には、町住民生活課か
ら申請書を送付します。給付金申請に
ついて不明な点等がある場合や、申請
書が届かない場合（新たに被害が確認
された場合など）は、町住民生活課ま
でお問い合わせください。

なお、本給付金には、豪雨災害に関
して全国から町に寄せられた寄付金の
一部を財源として活用しております。

▼対象者

被災当時に町内に住所があり、本年
8月9日からの大雨により、住家（居
住の用に供する家屋）の床上浸水およ
び床下浸水等の被害を受けた世帯

▼給付金の額

- ①床上浸水（持家の場合）10万円
- ②床上浸水（借家の場合）5万円
- ③床下浸水（持家の場合）3万円

▼申請期限 12月16日(金)

▼給付方法 口座振込となります。

※申請書の受付確認から約2週間後が
目安となります。

五城目町住民生活課(☎852・5112)

稲作等資機材高騰支援事業

物価の高騰が肥料等の値上がりなど
を招き、農業経営へ影響を及ぼしてい
ることから、作付けに必要な資機材の
購入費用を支援します。

▼支援金の額

1世帯10坪当たり 2,000円

※複数の出荷先へ出荷している場合や
世帯内で複数人で出荷している場合

生活支援臨時特別給付金事業

令和4年度の住民税（均等割）が非
課税の世帯で、令和3年度の「生活支
援臨時特別給付金事業」に該当してい
ない世帯に対して確認書を送付しまし
たので、内容を確認し、必要事項の記
入、関係資料を添付のうえ町総務課に
返信してください。

▼申請期限 11月4日(金)

※前記に関わらず、住民税が課税され
ている方の扶養親族等のみで構成さ
れる世帯は対象外となります。

五城目町総務課(☎852・5332)

臨時議会で一般会計補正予算案が可決

10月20日、「令和4年第3回町議会臨時会」が開催され、
本年8月の豪雨で被災された方や農業者の経営再開の支援、
物価高騰による影響を踏まえた経済対策などに関する「令
和4年度一般会計補正予算」が可決されました。

▶令和4年度一般会計補正予算

4～5頁に掲載の「被災者生活支援特別給付金事業」や「農
業経営等再開支援事業」などへ、合わせて1億8,737万円
増額補正。補正後の累計額は62億4,690万円です。